

# 国民健康保険

問い合わせ Ⅱ 医療保険課国保係 (☎内線 256・258)

## 限度額適用認定証などの 更新手続き

限度額適用認定証と限度額適用・標準負担額減額認定証は、入院や高額な外来診療費、食事代が月単位で一定の限度額になる認定証です。

現在交付している認定証の有効期限は、7月31日までです。8月以降も継続し必要な場合は、8月中に申請してください。  
なお、70歳以上の人は、

住民税非課税世帯の人と所得区分が現役並みⅡ・現役並みⅠの人が対象です。

手続き Ⅱ 該当者の被保険者証、世帯主の印、世帯主と該当者のマイナンバーカード(個人番号カード)または通知カード、来庁者本人の確認書類をお持ちのうえ、医療保険課(市役所1階)または新里・黒保根支所市民生活課で行ってください。

## 被保険者証を 希望者に簡易書留で郵送

9月に新しい被保険者証を郵送します。

通常は普通郵便で郵送していますが、簡易書留での郵送も可能です。希望する人は、期限までに電話で申

請してください。申請は毎年必要です。

申請期間 Ⅱ 8月3日(月)～31日(月) ※土、日、祝日を除く、午前8時30分～午後5時15分

## 福祉医療費受給者証

問い合わせ = 医療保険課医療助成係 (☎内線 257・260)

### 心身障害者・ 高齢重度障害者の 受給者証をお持ちの人へ

福祉医療費受給者証をお持ちの人が、入院時食事療養費標準負担額(入院時の食事代)の助成を受けるためには、保険医療機関の窓口で「減額認定証」の提示が必要です。

減額認定証とは、保険医療機関の窓口で提示することにより、入院時に支払う食事療養費の自己負担額が軽減されるもので、主に住民税非課税世帯の人が対象となります。

減額認定証の交付については、加入している医療保険者へお問い合わせください。



福祉医療費  
受給者証

### 医療費が高額になるときは 届け出を

1か月分の医療費が高額になると、加入している医療保険から高額療養費などが支給される場合があります。

福祉医療費受給者の自己負担額は福祉医療費で支払っているため、高額療養費が支給される場合は、返還する必要があります。

加入している医療保険から高額療養費に該当した通知や申請書などが送付されたら、医療保険課(市役所1階)に届け出てください。

また、入院などで医療費が高額になるときは、事前に加入している医療保険から「限度額適用認定証」、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受け保険医療機関の窓口で提示してください。